

事業用建築物における

廃棄物保管場所 設置のあらまし

名古屋市環境局



「事業用建築物における廃棄物保管場所及び再利用の対象となる物の保管場所設置に関する基準」が改正され、平成21年4月から、保管場所の必要容量を算定するための係数等が変更されます。

この冊子では、改正後（平成21年4月1日以降）の手続きなどについて、お知らせします。

1 手続きの概要

名古屋市では、事業系廃棄物の減量・リサイクル及び適正な処理を行っていただくために、「名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」に基づき、

全ての事業用建築物に廃棄物の保管場所（ごみ置き場）を設けていただくことになっています。

つきましては、新たに事業用建築物を建設するにあたっては、次の点に注意してください。

1 事業用建築物の延べ面積が1,000㎡以上の場合

建築確認申請書の提出前に、「**廃棄物保管場所設置届出書**」を提出してください。

2 さらに、事業用大規模建築物を建設する場合は

再利用対象物（紙類、びん、缶、ペットボトルなどの資源化物）の保管場所を設けていただくことになっています。建築確認申請書の提出前に

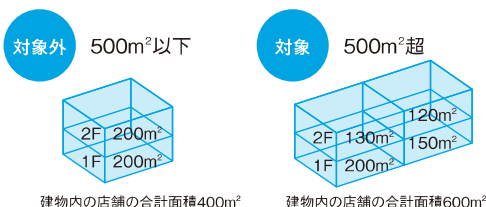
「**廃棄物・再利用対象物保管場所設置届出書**」を提出してください。

<事業用大規模建築物とは>

(1) 事務所、店舗、百貨店、興行場、文化施設、ホテル、旅館、学校、病院等の事業の用に供する建築物（事業用建築物）のうち、延べ面積が1,000㎡以上の建築物（学校教育法第1条に規定する学校は延べ面積が8,000㎡以上の建築物）

(2) 店舗面積が500㎡を超える小売店舗

※複数の店舗からなる一つの建築物の場合、その建物内の店舗面積の合計で、判断します（下図参照）。



<参考> 建築前の届出の一覧

事業用建築物の種別	廃棄物保管場所の設置届出	再利用対象物保管場所の設置届出
延べ面積が1,000㎡以上（学校は8,000㎡以上※）	○	○
店舗面積が500㎡超、かつ、延べ面積が1,000㎡未満	△	○
店舗面積が500㎡超、かつ、延べ面積が1,000㎡以上	○	○

※延べ面積が1,000㎡以上8,000㎡未満の学校の場合、廃棄物保管場所の設置届出のみ必要になります。

3 工事完了後の届出

建築物の工事が完了した時は、直ちに「**工事完了届出書**」を提出してください。

なお、工事完了後、必要に応じて、保管場所の使用状況などについて実地調査を実施することがありますので、ご協力をお願いします。

2 手続きのフローと注意事項

1 保管場所設置基準

保管場所を計画するにあたっては、次ページ以降の「保管場所の設置基準」をご覧ください、基準を満たす保管場所を設けてください。

また、届出書の提出前に、設置面積、設置場所の位置等について事前相談をお願いします。

2 廃棄物・再利用対象物保管場所設置届出書

廃棄物・再利用対象物保管場所設置届出書は、建築確認申請を行う2週間前までに提出してください。提出部数は1部です。控えに届出済の押印が必要な場合は、控えも持参してください。

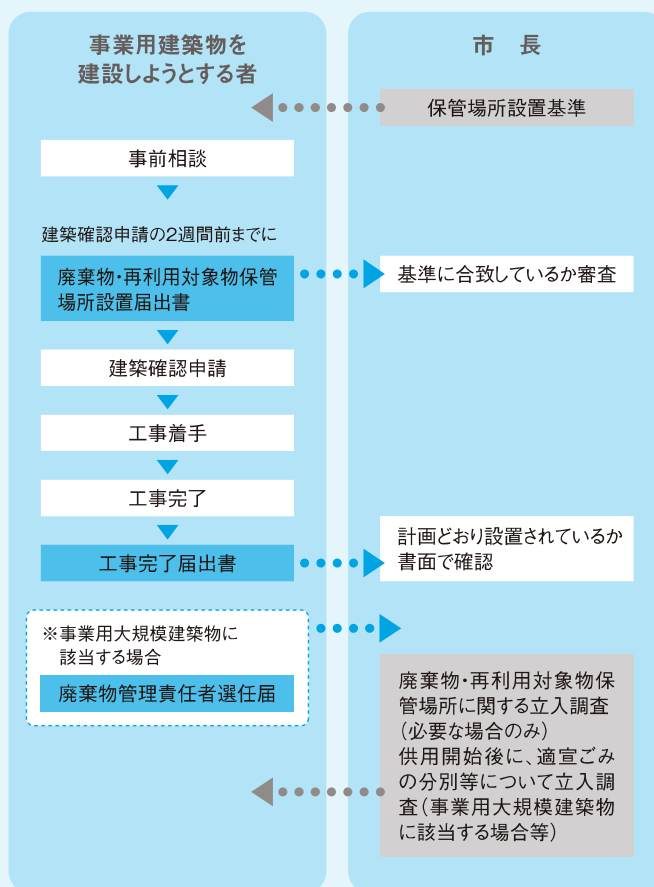
3 工事完了届出書

工事完了届出書は、工事完了後直ちに提出してください。提出部数は1部です。控えに届出済の押印が必要な場合は、控えも持参してください。

4 廃棄物管理責任者選任届

廃棄物管理責任者は、事業所から排出される事業系一般廃棄物の減量・リサイクル及び適正処理に関する業務を担当する方です。事業用大規模建築物については、廃棄物管理責任者の選任が条例で義務付けられていますので、事業用大規模建築物に該当する場合は、供用開始後速やかに廃棄物管理責任者選任届を提出してください。

廃棄物管理責任者の選任については、裏表紙の「廃棄物管理責任者の選任等について」をご覧ください。



5 立入調査について

必要に応じて、廃棄物・再利用対象物保管場所の使用状況や、ごみの分別の状況などについて、立入調査を行います。

立入調査を行う際には、事前に廃棄物管理責任者の方などにご連絡し、日程調整を行った上で、調査を実施します。

お忙しいところお手数をおかけしますが、ご協力をお願いいたします。

3 保管場所の設置基準

1 保管場所の位置について

廃棄物・再利用対象物保管場所の位置は、収集車両が横付けでき、その場で積み込み作業が可能な状態のものが理想ですが、それができない場合には、収集の都度、廃棄物等を持ち出すことが必要となります。また、保管場所を地下等に設け、収集車がスロープ、エレベーター等を使用する場合には、収集車の車両規格（別表1）を考慮した施設整備が必要となります。

また、廃棄物の収集作業の際には騒音が発生するほか、保管場所からは臭いなどが発生する場合があります。保管場所の位置を決める際には、こうしたことも考慮し、近隣の方からの苦情が発生しないよう配慮してください。

なお、積み込み作業は収集車両のエンジンが稼動した状態で行われるため、排気ガスが発生します。換気が十分行われる場所としてください。

2 保管場所の規模について

廃棄物・再利用対象物保管場所の規模については、事業所の規模、業種、業務形態によって異なりますが、業種別廃棄物発生量算出表（別表2）、業種別再利用対象物発生量算出表（別表3）、業種別廃棄物・再利用対象物発生量算出表（小売店舗）（別表4）に基づき廃棄物・再利用対象物の発生量を予測し、十分な保管スペースを確保してください。（詳しい予測方法は「4 発生量の予測方法」をご覧ください。）

さらに、保管場所の設置に際しては、年末年始のごみ収集休止日への対応、分別作業スペース、粗大ごみの保管場所などについても考慮する必要があります。

＜別表1＞収集車両の規格

収集車の種類	車長	車幅	車高	車両総重量	最大積載量
大型プレス車	7.10m	2.20m	2.83m	10t(未満)	3.25t
小型プレス車	5.45m	1.85m	2.30m	7t(以下)	2t

※車両は製造メーカーにより若干規格が異なることがあります。

＜別表2＞業種別廃棄物発生量算出表

建物の用途	1,000㎡あたりの発生量 (m³/1,000㎡・日)
事務所ビル	1.0
小売店舗	別表4による
飲食店	1.5
ホテル	1.0
文化施設	1.0
病院	1.0
診療所	1.0
学校	0.5
共用施設 (通路・機械室・駐車場等)	0.1

＜別表3＞業種別再利用対象物発生量算出表

建物の用途	1,000㎡あたりの発生量 (m³/1,000㎡・日)
事務所ビル	1.5
小売店舗	別表4による
飲食店	2.0
ホテル	1.5
文化施設	1.5
病院	2.0
診療所	1.5
学校	2.0
共用施設 (通路・機械室・駐車場等)	1.0

別表2・3の算定方法

- 廃棄物等の保管容量 (m³) =
「該当する用途の延べ面積 (m²)」÷ 1,000
× 1,000㎡あたりの発生量 × 「平均保管日数」
- 廃棄物等の保管場所の必要面積 (m²) =
廃棄物等の保管容量 (m³) ÷ 保管場所の高さ
(最高でも1.5mまで)

＜別表4＞業種別廃棄物・再利用対象物発生量算出表（小売店舗）

廃棄物等の種類	A 発生量 (kg/m ² ・日)		B 比重 (kg/m ³)
	6,000m ² 以下の 部分の原単位	6,000m ² 超の 部分の原単位	
紙製廃棄物等	0.208	0.011	100
金属製廃棄物等	0.007	0.003	100～150
ガラス製廃棄物等	0.006	0.002	100～300
プラスチック製廃棄物等	0.020	0.003	10～40
生ごみ等	0.169	0.020	550
その他可燃性廃棄物等	0.054		380

別表4の算定方法

- 廃棄物等の保管容量 (m³) =
「店舗面積 (m²)」×「A: 1日当たりの廃棄物等の発生量 (kg/m²・日)」
÷「B: 廃棄物等の見かけ比重 (kg/m³)」×「平均保管日数」
- 廃棄物等の保管場所の必要面積 (m²) =
廃棄物等の保管容量 (m³) ÷ 保管場所の高さ (最高でも1.5mまで)

3

保管場所の構造

廃棄物・再利用対象物保管場所については、間仕切り、表示等により、可燃ごみ、不燃ごみ、再利用対象物の分別が徹底できるものとしてください。

また、害虫の発生を防止し清潔な衛生状態を保つため、廃棄物保管場所には水道、排水設備を設置してください。再利用対象物保管場所についても、必要な場合には、水道、排水設備を設置してください。

生ごみ等が多量に発生する場合（スーパーマーケット、飲食店など）には、悪臭防止などのため、保管場所の密閉性を確保するとともに冷蔵設備を設けてください。

4 発生量の予測方法

1

必要な廃棄物等の保管場所の容量を算出するための廃棄物等の発生量等の予測

建築物の用途ごとの床面積をもとに、別表2（業種別廃棄物発生量算出表）、別表3（業種別再利用対象物発生量算出表）、別表4（業種別廃棄物・再利用対象物発生量算出表（小売店舗））により、廃棄物及び再利用対象物の発生量を予測し、その予測結果と廃棄物等の平均保管日数を考慮して、必要な廃棄物及び再利用対象物の保管場所の容量を確保してください。

なお、予測にあたっては次の事項に注意してください。

●店舗やオフィス以外の部分から発生する廃棄物等について

店舗やオフィス以外の部分（バックヤード、駐車場、通路、機械室などの共用施設など）についても廃棄物等が発生すると考えられるため、別表2～4に掲げる基準に基づき、廃棄物等の発生量を予測し、必要面積を算定し、十分な面積を確保した計画としてください。

●駐車場の扱いについて

駐車場については、建築基準法の延べ面積の算定の対象とならない部分（屋上駐車場等）についても含めた上で、廃棄物等の発生量の予測を行ってください。

なお、駐車場からの廃棄物及び再利用対象物の発生量の算出にあたっては「共用施設」の係数を用いて、発生量を算定してください。

建築物外に設けられる駐車場については、算定に含める必要はありません。

2

保管場所の容量との比較

保管場所の容量は『保管場所とする部分の面積』×『積み上げることのできる高さ』により計算します。

これにより算出した容量(A)と、①で説明した廃棄物等の発生量の予測(B)とを比較し、廃棄物及び再利用対象物のそれぞれについて(A) > (B)となっていることが必要です。

また、『積み上げることのできる高さ』は、一般的に人が袋を積み上げることのできる高さ（最高でも1.5mまで）としてください。

5 保管場所の管理

保管場所の管理にあたっては、**廃棄物等の飛散、流出、悪臭の発生防止及び火災等の発生防止**に留意してください。

6 届出手続き等

1 廃棄物保管場所・再利用対象物保管場所の設置の届出

建築確認申請又は計画通知前に、廃棄物・再利用対象物保管場所設置届出書により、届け出てください。

届出にあたっては、次の書類を添付してください。

- 廃棄物及び再利用対象物の発生量の予測の根拠(計算式)
- 現地周辺の見取図
- 保管場所の位置及び規模並びに付属設備の位置等が分かる図面
- 保管場所からの廃棄物等の排出経路が分かる図面
- 建築物の各階の平面図

★廃棄物・再利用対象物保管場所設置届出書、工事完了届出書は、名古屋市ホームページからダウンロードしていただくか、環境局資源化推進室までご請求ください。

名古屋市ホームページ <http://www.city.nagoya.jp/>

トップページ > 事業向け情報 > ごみ・環境保全 > ごみ > 申請書・届出書ダウンロード

2 工事の完了の届出

建築物の工事が終わりましたら、工事完了届出書により届け出てください。

届出にあたっては、次の書類を添付してください。

- 工事完了後の保管場所及び付属設備の状況が分かる図面
- 保管場所の状況が分かる写真(図面に写真の撮影した方向を図示してください)

7 廃棄物等の発生量予測の計算例

例

小売店舗	5,000m ²
飲食店(フードコート)	1,000m ²
共用施設(通路・機械室・屋内駐車場)	500m ²
屋上駐車場(建築基準法上の延べ面積には含まれない)	1,000m ²

からなる建築物の場合の廃棄物及び再利用対象物の発生量の予測

a 小売店舗以外の部分からの廃棄物の発生量の予測(別表2の基準をもとに算定)

飲食店(フードコート)	$1,000 \div 1,000 \times 1.5 = 1.5\text{m}^3$
共用施設・屋上駐車場	$(500 + 1,000) \div 1,000 \times 0.1 = 0.15\text{m}^3$

合 計 **1.65m³**

小売店舗を除く1日あたりの廃棄物の発生予測量(※ア)

b 小売店舗以外の部分からの再利用対象物の発生量の予測(別表3の基準をもとに算定)

飲食店(フードコート)..... $1,000 \div 1,000 \times 2.0 = 2.0\text{m}^3$
共用施設・屋上駐車場..... $(500 + 1,000) \div 1,000 \times 1.0 = 1.5\text{m}^3$

合 計 **3.5m^3**

小売店舗を除く1日あたりの再利用対象物の発生予測量(※イ)

c 小売店からの廃棄物・再利用対象物の発生量の予測(別表4の基準をもとに算定)

紙製廃棄物等..... $5,000 \times 0.208 \div 100 = 10.40\text{m}^3$
金属製廃棄物等..... $5,000 \times 0.007 \div 100 = 0.35\text{m}^3$
ガラス製廃棄物等..... $5,000 \times 0.006 \div 100 = 0.30\text{m}^3$
プラスチック製廃棄物等..... $5,000 \times 0.020 \div 10 = 10.00\text{m}^3$
生ごみ等..... $5,000 \times 0.169 \div 550 = 1.54\text{m}^3$
その他可燃性廃棄物等..... $5,000 \times 0.054 \div 380 = 0.71\text{m}^3$

合 計 **23.30m^3**

★紙製廃棄物、金属製廃棄物、ガラス製廃棄物、プラスチック製廃棄物を再利用対象物とする

$10.40 + 0.35 + 0.30 + 10.00 = \mathbf{21.05\text{m}^3}$

小売店舗からの1日あたりの再利用対象物の発生予測量(※ウ)

★生ごみ、その他可燃性廃棄物を廃棄物とする

$1.54 + 0.71 = \mathbf{2.25\text{m}^3}$

小売店舗からの1日あたりの廃棄物の発生予測量(※エ)

d 廃棄物の平均保管日数を3日、再利用対象物の平均保管日数を3日とする。
また、保管場所の高さを1.0mとする。

(※ア、エから)..... $(1.65 + 2.25) \div 1.0 \times 3 = \mathbf{11.7\text{m}^2}$

廃棄物保管場所の必要面積(3日あたり)

(※イ、ウから)..... $(3.5 + 21.05) \div 1.0 \times 3 = \mathbf{73.65\text{m}^2}$

再利用対象物保管場所の必要面積(3日あたり)

したがって、この建築物の場合、廃棄物の保管場所として **11.7m^2 以上**、再利用対象物の保管場所として **73.65m^2 以上**(合計して **85.35m^2 以上**)を確保する必要があります。

「名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」に基づき、事業用大規模建築物（事業用大規模建築物の要件は、1ページの＜事業用大規模建築物とは＞をご覧ください。）の所有者は、事業所から排出される事業系一般廃棄物の減量及び適正処理に関する業務を担う中心的な担当者として、「廃棄物管理責任者」を選任し、届け出なければなりません。

1 廃棄物管理責任者の役割

廃棄物管理責任者は、事業所全体の廃棄物の減量・リサイクル及び適正処理を実施するために、社員やテナント、その他関係者の中心となり、具体的な企画・調整や助言・指導を行っていただきます。

具体的な業務としては、次のようなものが考えられます。

- 廃棄物の種類、発生量、処理方法などの実態の把握
- 廃棄物の減量・リサイクルの計画とシステムの作成
- 廃棄物の減量・リサイクルを推進する事業所内の組織・体制の整備
- 従業員やテナントに対する指導・啓発
- 計画実施についての進行管理
- 廃棄物の減量や適正処理についての情報収集など

2 廃棄物管理責任者の選任基準

廃棄物管理責任者の選任は、事業所から生ずる廃棄物の状況を常時把握できる方の中から行わなければなりません。なお、必要な資格などはありません。ただし、廃棄物や再利用対象物の収集業者は廃棄物管理責任者として選任できません。

3 廃棄物管理責任者選任（変更）届出書の提出

事業用大規模建築物の所有者の義務（その1）

廃棄物管理責任者を選任（変更）した場合は、「廃棄物管理責任者選任（変更）届出書」をすみやかに提出してください。なお、用紙については、名古屋市ホームページからダウンロードしていただくか、名古屋市環境局資源化推進室までご請求ください。

4 廃棄物減量計画書の提出

事業用大規模建築物の所有者の義務（その2）

毎年5月31日までに、廃棄物の減量に関する前年度実績と当該年度の減量計画をまとめた「事業系廃棄物減量計画書」を作成し、提出してください。なお、用紙については、名古屋市ホームページからダウンロードしていただくか、名古屋市環境局資源化推進室までご請求ください。

名古屋市ホームページ [http://www.city.nagoya.jp/](http://www.city.nagoya.jp/トップページ)
トップページ＞事業向け情報＞ごみ・環境保全＞ごみ＞
「事業用大規模建築物」の所有者・「多量排出事業者」の方へ

■お問い合わせ先

名古屋市環境局ごみ減量部資源化推進室

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

TEL (052) 972-2390

FAX (052) 972-4133

e-mail a2297@kankyokyoku.city.nagoya.lg.jp

平成21年2月発行



シャチのジュンちゃん